

して人が見ておろうがおるまいが、實際に國家のためにこうである、この仕事のためにはこうであるといつて、一身を投げ出してやるという人がなくなつたのであります。これは今までのようなやり方でありまして、何にもならぬのであります。ただ經費を投げこんでしまつて、そうして一つの本を讀みまして、こまかい理窟のみを考へてしまふ人間ばかり出て、役に立たなかつたと思ふのであります。この奨學を受けるところの生徒の養ひ方は、どういふ養ひ方をするか。第一條を見まして、第二條を續いて見ますと、文章はまことに立派であります。この通りであります。文章の上から見れば一點の非難がない。しかし實際の方法を考えますと、七十年の歴史を振り返つて見ますと、まことに穴だらけであります。この穴をどういふふうにしてお埋めになりますか、その點をお伺ひしたい。

○鋼木政府委員 お説の通り、今までの日本の教育におきましては、個人の能力を檢査するといふことに對します研究は、きわめてゆるがせにされておつたと思ふのであります。この能力に應じまして、上級學校に入學することのできるようにいたしましたためには、どうしてもこの點は十分研究されなければならぬのであります。今お説にございまして、單なる試験でございまして、ある型にはまつたような方法だけを考へてやるということは、非常に危険でございまして、あらゆる方面からこれを研究いたしまして、最も正しい方法を見出していかなければならぬと存じます。今までの研究が、きわめてその方面に缺けておつたことは事實でございしますが、今後極力この

方面に對する研究を進めまして、誤りのない方法を發見していかなければならぬと考へております。

○小川原委員 これは大變むづかしいことであります。お話の通りであらうと思ひますが、別に何か方法をこれから考へておつしやるならば、これはもう問う要がありません。ただこの七十年の結果を見ていただいて、そしてまつたこの缺陷を補つていただかなければならぬ。しかしこれは重大問題でありますから、實は文部大臣にも申し上げておきたいのであります。これは教育の根本をなす問題だと、こゝ私考へておりますから、この點はひとつ、特に御留意を願わなければならぬといふことを申し上げておきます。次は第六條の問題であります。「法律に定める學校の教員は、全體の奉仕者であつて、自己の使命を自覺し、その職責の遂行に努めなければならぬ。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。」この通りであります。一點の非難をするところはないのであります。個々の學校の教員の養成は、一體政府は今後どういふふうにして行われるようにお考えになつておりますか。さきに私が申しましたことは、學生の面から申したのであります。この學生を教育しておつたという點から見ますと、私は非常に不愉快な點がたゞさんあると思ひます。たゞさんの教員が日本におられますが、一例をあげてみますならば、公定相場の物を食ひ、配給米を食つておるならばひほしになつて死んでしまわなければならぬ。ところが、教員自身は一人も死んでいない。軍人にはずいぶんたく

さん彈に當つて死んでおる人がある。ところが教員は一人も死んでいないといふことになる。教員といふものは生徒を教えるのに、どういふ態度であつたか。これを教育學の上から見てみますと、御承知であるかどうか知りませんが、私も十一年が若しから知りませんが、われわれが教員になろうとするときの本を讀んでみますと、教員といふものは天職である。そうであるから獻身的にやらなければならぬといふように、獻身的といふ言葉が使つてある。ところが、いつの間にか獻身的といふ言葉がなくなつてしまつておる。教員も人間であるのだから、獻身なんといふことはできないといふことから一體大學の教授、高等學校の教授が教員をつくる、その人がそういう本を書いてしまつた。そういう獻身的といふ言葉は見たくも、藥にしたくもない。教員がこういうことであつて、どうして立派な生徒ができるかといふことを私は考へるのであります。個々の教員といふものはどういふふうにお育てになつて、そしてどういふ教員をおつくりになるか。今までの師範學校といふものは、教員になろうと思つて出て來た人は實に立派な人であつたと思ふ。今教壇に立つてゐる人はどの人も私は悪いとは言いません。けれども、この師範教育といふものが、ついに私どもが申すようにどういふふうにつくつてしまつた。この責任は私は文部省にあると思ふ。文部當局は何も悪い教員をつくらうと思つておつくりになつたといふやうなことは、決してないと思ひます。何とかしてよい教員をつくらうといふ考へは私と一致しておりますけれども、その制度が悪かつたに違

いない。そうでありまして、文部大臣はこの七十年間の積弊といふものを自分一身に責任を負われて、そして今後起るところのこの基本法によつたところの、立派な第一條の目的を達するには、どういふ教員をおつくりになるかといふことを、私はお尋ねしたい。その方法であります。

○鋼木政府委員 ただいままでの教員養成機關といつたしましては、師範學校の教育につきましては、御指摘になられた通り、相當の弊害が論議されておるのでございします。特に内閣につくられました教育刷新委員會におきましても、その點が相當御存じのよう論議されまして、その刷新委員會の御意向といつたしましては、大體この教員養成につきましては、新制大學に教育學科を設けまして、これが養成に當るといふやうな御意向になつておるようございします。しかしまた一面教育者の質の向上と申しますか、内面的な向上が必要であるといふことだけでなく一面この新しい制度をやつていきます上につきましても、非常にたくさんな教員数を必要とするのでございします。この質の問題と量の問題とを併せて考慮いたしますと、教員養成機關をいかにするかといふ問題は、非常にむづかしい問題があると考へております。これにつきましてはやはり刷新委員會が、今仰せられました現在の師範教育制度の缺陷を十分考へました上で、しかも相當数の教員数を確保するという制度を、實は文部省といつたしましても、早急にこれを立案しなければならぬと考へております。なお刷新委員會におきましても、そのために早急に研究いたされるために、特別委員會をつくつてい

ただきまして、この點を十分論議していただくようにいたしまして、できるだけ早くこれに對する對策を明らかにしていきたいと考へております。

○小川原委員 九十議會において特に大臣の出席を求めまして、私からこの師範教育制度の弊を述べて、文部大臣は私の説に賛成で、今委員會を開いておるからつくる。つくつてそれで完全にする。御答辯はそういうことであつたのですが、今のお話を聞きますとまだそれまでになつておらぬのだといふことではあります。これは眞劍にやつていただかなければならぬと思ふのです。文部大臣がそういう約束をしてやるのだと、こういつておられるが、まだできておらないといふことは、これは私は實に慥にたえないのであります。この教員の制度といふものをどういふふうにして養成されるか、こう申したのであります。今お聴きするのでも文部大臣のおつしやつたのも同じことで、何ともこれは雲をつかむやうな話であります。それをよりつたことでお話を申し上げることをいたしません。どうかこの問題は重大な問題でありますから、口頭禪に終らないように、ひとつ特段のお願いをしていただきたい。なお文部大臣に對しましてもさうに申し上げたいと思ひます。

それでこの機會均等の問題につきましては私は伺いたいと思ふのであります。これは特定の人間で、あるいは眞實學生をどうしても、機會均等の上からいつて、國が教育をしなければならぬことに相なるのであります。今これらの學校を見ますと、何か慈善事業のやうなことでやつておるやうな、まことに取扱ひ方が不備であります。

○**劍木政府委員**、盲聾啞、それから身

○小川原委員　なお重ねてお尋ねをい

第六頁第十號
教育基本法案委員會

○稻田政府委員 新しい小學校あるい

○小川原委員 小學校の方面の取扱方

第三回 昭和二十二年三月十五日

○小川原委員　大體の上におきまして

おるのでございます。

さしあたり現在の状況といたしまして

○小川原委員　もし高等學校に經濟的

○**勳木政府委員** 新制の高等學校にお

一定の條件はもちろん考えておるので

介になつて學問をして、世の中のこゝと

陥つておる人もあると思いますが、

1

まして相當優秀な生徒でございますならば、當然これはさきに申し上げますように御説明を願いたい。學費は出してもらえ。そして進學の機會を與えられるということは當然でございますが、今申されましたのは、おそらく働ながら、しかも自分だけの學費でなしに、家族を養うというような場合で、育英費だけでは、とうてい修學ができないというように對するものであらうと考えます。そういう場合におきましては、要するに今申し上げました夜學とか、定時制の高等學校というものは相當簡易に地方に十分普及するようにいたしまして、それに就學の機會をできるだけ與えていくということが必要ではないかと考えます。これは働く青年の教育をいたします上に、この種の高等學校が眞に全國的に普及いたしまして、そういう者のためにほんとうに役立っていくことを私どもといたしましては熱望しておるわけでございます。

○小川原委員 もう少し私は實況を知つていただきたいと思う。奨學を受けてはいるようでありますならば、私はこれは申し上げません。その人は學問が好きであつて、親を養わなければならぬ。こういう人が相當あるのです。一家の中心になつていかなければならぬ人がある。奨學を受けて、そしてその家を離れて、教育を受けるというならば、これは何も申し上げることはない。ところが奨學を受けてはいる人もよいはございます。また私の申すような人も多くはおります。しかし私の要求するやうな人間に教育を受けさせて、立派な人にして、社會の指導者とさせたい。こう考えて

おりますが、その點をもう少しわかるように御説明を願いたい。

○細木政府委員 そういふ點も十分考慮して今度立法しておるつもりでありますが、たとえば先ほど申しました通信教育ということも、實は通信教育というものは單なる通信によつて教育するというだけではありませんが、その通信教育を受けること自體が高等學校を終了した資格を與える。こういう目的をもちましてやつておるのでございます。もちろん働いておる者につきましては、正規のものを三年でやることはできないで、四年になる場合、五年かかる場合があるかと思ひますけれどもできるだけそういう者に對しまして上の學校に進學するところの資格を與えるようにしていきたい。なほそのほかに大學入學につきましては、高等學校を卒業いたしました者ばかりでなくこれに相當する學力を有する者に、やはり入學資格を認めていくことを考へておるのでございまして、この學校教育法といたしましては、できるだけそういう働きながら勉強する人の、何とか便宜になるようにという考えをもちまして、實は規定をいたしたのでございます。

○小川原委員 その問題はそれだけにいたしておきまして、次に視學制度の問題についてお尋ねをしたいと思ひますが、今後視學制度というものをよくつくりになるおつもりでありますか、いかがでありますか。

○辻田政府委員 教育行政全般の問題につきましては、昨日も大分お話がありましたように、目下關係筋と折衝しておりますので明確なことは申し上げられませんが、しかし今仰せになりました視學というふうなものは、残るだらうと思ひます。残りますが、ただその職務等につきましては、從來と變つた形のものになるかも知れません。たとえば、これは先生方の相談相手というふうなことを本質といたしまして、今までのようなただ監督というふうな面が強く出るといふことになしに、相談相手となつて、先生方と一緒に教育の振興に當るといふことに行くやうな傾向があると思ひます。大體視學というものは残つていくと思ひます。

○小川原委員 大變よい制度に改まることと考えられます。大變御苦心なされたことと思ひますが、その視學という方面には、ごくわずかの二、三の人では非常に弊害が起ると私は思ひます。その弊害と申しますのは、教育などというものは、多方面から指導すべきものが教育であります。今までのやうな工合に、二、三の人がただ學校の優秀な教員で變つた何かひとつ仕事をやつてみて、それがその當時の教育行政官のお氣に入つて、お前を視學にするから人を指導せよなどと言ふものですか、そういう觀點からの學校教育の指導などということになると、非常に間違つたことになる。今までそれから起つたところの弊は、學問をもてあそんだということだと思ふ。今後はそうでなくて、民間からもあげられて、何れも民間の人は教育の體験がないというわけではないのであります。徳の高い人も民間にはおると思ひます。あるいは大學の先生の中にもおります。れば小學校の先生の中にもおるのであります。そういう多角形な方法によつて學校の先生の相談相手としていくというお考えをもつておられますか。前の田中大臣は、この制度に

ついては變えたいのである。こう第九十議會で私に御答辯になつておるのであります。が、どういふやうな方法で進みになるお考えでありますか。これはまた關係の筋もあらうと思ひます。文部省の言ひ通りにも行きますまいと思ひますけれども、文部省の内案でもありましたならば、一つお話を聽かせていただきたい。かように考へております。

○辻田政府委員 お答え申し上げます。視學制度の問題につきましてはその任用の方法もありませんし、また視學というものの職務の問題もありません。その他いろいろ考へべき點がたくさんあるだらうと思つております。われわれの方にございしても、この點についていろいろな面から研究しておるのであります。先ほど申し上げましたやうに、從來は視學が特に人事を中心として、監督というやうな面が非常に強かつたのであります。視學の御機嫌を損うと、先生方は立つていけないというふうなことで、視學の前には戦々兢兢としておる面もないのではなかつたのであります。そういうことで視學と學校の先生方が互に對立と申しますか、監督、被監督だけの冷たい關係であつてはならないのであります。視學はやはりその一種の先達である。また相談相手となるだけの、人格識見を具えた人でなければならぬと思つております。従つてその相談相手として十分立派な人であるためには、もちろん教育界からその先輩、あるいは優秀な人がたくさん出ていただくことは當然であります。これは場合によつては、民間におつて教育にいろいろ熱心であり、教育のことについて意見

のある人は、これを視學に任用するといふことも考へられるかと思ひますけれども、場合によつては、こういう方方については視學委員といふことも考へておりますので、そういう視學委員といふやうな形で考へておられますことも一案として考へております。

○小川原委員 まだ試案としておられるといふのでありますから、これを取上げてどういふは申しませんが、私も視學と視學委員というものと區別をつけた方が便宜であるかと考えます。私は視學といふものはなるべく一つにした方がよいと思ひます。これらの方の點については、十分御研究を願わなければならぬ。かように思ひますので、この點はこれだけで打切つておきます。

この學校行政、教育行政をやります上におきまして、その行政をとるものは、今までは内務系統の方が中等學校以下をとつておられたのであります。高等學校以上は別であります。今度はやはり從來の通りにわけて、そういうふうにおやりになるつもりであります。あるいは國がずつと大學から小學までを一本にして、教育行政といふものをお取扱ひになりますか、いかがでありますか。

○辻田政府委員 教育行政特に地方の教育行政につきましては、從來形の上で内務省關係になつておりますが、この教育行政については、文部大臣とじて十分發言權があつたのであります。しかし一應形の上では内務省といふことになつております。これを今後どういふやうにやつていくかという問題であります。これも遺憾ながら關

係筋との間にいろ／＼折衝中の問題でありますので、ここに明確なことを申し上げる自由をもちませんの残念に思います。われ／＼の方で考えております一つの案として申し上げます。これは國からだん／＼地方の下級の團體に及ぼしていくというようなことでなくて、むしろ地方の方で、たとえ市町村の方からだん／＼上の方に盛り上つていくというような形に考えておるわけでありまして、具體的に申し上げますと、市町村に市町村民の公選による市町村教育委員会というふうなものを設置いたしまして、その教育委員会が教育の運営につきましては中心になつていくというふうな考えを持つております。また都道府縣の府縣民が公選をいたしました教育委員会が中心になりまして、そこでその都道府縣の教育の運営をやつていく。なおそれ／＼の委員会のもとに事務局をおきまして、その事務局で事務的なお世話をするという建前をもつてやつております。國には國の一つの委員会を設けまして、そこでいろ／＼な御相談相手になつていただくというふうなことを考へて、一貫した一つの教育面で、内務省の今までのやり方とは、變つたやり方で進んでいきたいというふうな考え方で進んだ來たわけでございますが、先ほど申しますように、いろ／＼關係筋とも折衝中でありまして、はつきりしたことを申し上げられません。

○小川原委員 私、こういうことを考へておるのであります。非常に實際面を申し上げるのではありませんが、教員の優遇法であります。教員の優遇といふものを一本にしたいという考え方でありまして、これは田中文字部大臣も、その通りにしたいというふうに言つておら

れた。小學校の先生から大學の先生まで、一例をあげて見ますならば、年額一萬圓といへば小學校の先生にも一萬圓の人があり、中學の先生にも、高等學校の先生にも、大學の教授にもある。こういうふうにしななければいかぬ。それはどうでありませうかといふと、その通りにしたいといふことである。これを現文部大臣はどういふふうにお考えになつておられるか。それから小學校の先生、中等學校の先生、それから上の先生も、今日は實に生活にお困りでありませうが、殊に小學校の先生は中等學校の先生より待遇が悪いのでありますが、その待遇をどこまで上せようというお考えでありませうか、この點であります。そこでこれらの待遇をやるという上におきまして、今までの地方官吏の取扱ひは、昨年の七月俸給が増俸した。上げなければならぬといふのが、十一月になつても十二月になつても俸給を渡してくれない。それはどういふわけかと尋ねて見ますと、とても役所の手が足らなくて俸給をやることはできないのだ、どういふことを言うのであります。こゝういふことは實際あり得ないことである。けれども、私もその内面を知つております。人の俸給を上げるのにそんなに急いでやらなくてもよいのではないかと。まことにまづい心持から投げやりにしてある實情がある。そういうことでは、一體教育といふものの實績が上らぬからして、教育を掌る所として地方に教育廳といふものを置かれるお考えがあるのかと、こゝう申しましたところが、教育廳といふことは申されませうけれども、特定のものを置くことを考へておるの

だ、そして文部の役人でもつてやらないのだ。こゝういふお答えがあつたのであります。これらはどういふことになつたのであるかお伺ひします。それから私はこゝういふことを考へておつた。これからの教育の行政といふものは、非常に重大なものであつて、教育廳を置くといつても、これはなかなか容易でない。できれば結構であります。理想としてはそれによいと思つて、第一は日本全國を幾つかの大學區にわけまして、その大學區は總合大學を中心として、その大學區の中に高等學校もあれば、中等學校もあれば、小學校もある。それから主としてこの大學區の中に教育廳というふうなものがあつて、これがずつと一貫した教育制度を行つていつた方がよいではないかと。やほりそういうふうな考え方をしてをるというのであります。これらの點はどうなつたか、この點をお尋ねしたい。大體これによりまして私の質問を終ります。

○及川委員 各條項にわたつて、相當詳細に質問があり、大體明瞭になつておりますが、第三條の教育の機會均等のところ、まだはつきりしない所がある。お聞きしますが、初めの方は「すべて國民は、ひとしくその能力に應ずる教育を受ける機會を與えられなければならない」といふので、いゝわけの機會均等でありまして、第二項の方に「國及び地方公共團體は、能力が行くところから、經濟的理由によつて修學困難な者に對して、奨學の方法を講じなければならない。」こゝに特に「能力があるにもかかわらず」と書いてあります。もちろん能力のない者は學校にはいる資格がないの

で、現に奨學資金等をもちろず者は、學校にはいるということが條件で、はい。以上は能力があるはずであります。それにもかかわらず「能力があるにもかかわらず」といふことが書いてある。實際現實はどうなつておるかといふと、先ほどの政府委員のお答えの通りに、大日本育英會というものがあつて、そこで全般的に奨學の事務をとつておるようでありまして。その金も本年度は四倍になつて、九千何百萬圓か計上した。大體結構であります。第一が名前から育英會、育英の英といふのは英才というものでありませう。秀才を育てるということでありませう。この第三條の「すべて國民は、ひとしくその能力に應ずる教育を受ける機會を與えられなければならない」といふことは、別個の觀念であるわけであり。英才はもちろんならゆる經濟的障害を克服して教育しなければならぬが第三條は、英才でなくとも、普通の國民、すべての國民がその能力に應ずる教育を受ける機會を與えられなければならないといふので、今文部省でやつておられること、教育の機會均等というところ、英才教育といふことがごつちやになつておるのではないかと。主として力が英才教育にはいつてゐるのではないかと。育英會でなく、國民會とでもしなければならぬ。國民を教育するといふ事柄と、英才を教育するといふことは、これまた別個であります。政府の詳しい御説明がありました。政府の詳しい御説明が、これを認めるかといふことは、これから考へると言いますが、實際はどうしてゐるかといふと、中等學校である、席次十分の一以内の者と、國民學校であると、五分の一以内の者と

る。そういうことを文部當局は御存じかどうか。もし御存じで、十分に調査ができてゐるならば、二十一年度は育英資金によつて何人を育英する豫定であつて、現に何人しているのか、餘裕が一ぱいになつてゐるかどうかというところの御答辯を願ひたい。今後はそういうものを改めて、第三條第一項の精神を十分に活かすように、何分の一というふうな規定をとつてしまつて、もちろんあまりに多かつたならば、成績のいい者から採用するのは當然でありますが、満たないにもかかわらずそういうわくをおいておく。いわゆる形式主義でありませう。その點文部省の御見解をお伺ひいたします。

○辻田政府委員 お答え申し上げます。第一點の第三條第一項と第二項の間に、觀念の混同があるではないか。すなはち育英、英才を育てるということと、教育の機會均等との間に、觀念の混同があるではないかというお話でございますが、これは昨日も申し上げました通り、第三條第一項の前半は、新憲法第二十六條を承けて、すべて國民は能力に應ずる教育を受ける機會を與えられなければならないというので具體的に言ひますと、たとえば入學等のときに、いかなる學校においても能力さえあれば、その能力に應ずる教育を受けられるのだということでありませう。また後段の方は、ここに書いてありますやうな、人種以下これの條件によつて教育實施上差別されない。むしろ入學の場合もさうでありませうが、それに加ふるに教育實施上差別されないということも含まれてゐるのであります。次に第二項の方は奨學の方法、これは實は經過を申し上げますと

初めは育英の方法というやうな字が書いてあつたのでありますが、しかし育英ということについては、今お話があらましましたように、非常に誤解を生ずるおそれもありますので、これを奨學の方法といふやうにわざ／＼改めたのでございまして、第一項と第二項と考へ方が一貫するやうにむしる努めて直したのであります。

○稲田政府委員 育英會の本年度の奨學生の數等につきましては、また後刻調査いたして申し上げたいと考えております。育英會におきまして、本年度既に先般御指摘のやうに、豫算も殖えております。來年も殖えてまいるわけでございますので、奨學生の選定方法につきましては、先般來根本的に改正を計畫されまして、殊に從來高等專門學校に重點があらましましたのを、中等學校の方へ廣く及ぼさうというやうなことで、各府縣ともいろいろ協力されまして、やつておられるわけでありませう。従ひまして、從來は非常に數が少くありましたので、十分の一とか五分の一とかごく少數に限定されておりましたのも自然にまた廣くなつてまいる傾向にございませう。詳細な點につきましてはいずれお答え申し上げます。

○及川委員 第六條學校教育ということに、「法律に定める學校の教員は全體の奉仕者であつて」——これは憲法の精神から公務員としてこういうことになりまして、ここに「自己の使命を自覺し、その職責の遂行に努めなければならない」とあります。大體この法案はそつちこつちこういう文句がありますが、教育基本法は、教育の根本の最も重要なところを規定したの

であつて、一言一句もよけいなところがあつてはならない。足らなくてもならない。みな文句が金玉の文字で、その位置に最も適當なものであつて、一つ削つてもならないというやうなものでございませう。ここに到るところ、あつてもなくてもいいじやないかと思う文句が散見するのであります。現にここに「教員は、全體の奉仕者であつて、自己の使命を自覺し、その職責の遂行に努めなければならない」というのは、これは教師ばかりでなく、官吏でも公吏でも労働者でも、たれでも國民全部がそうあるべきことで、當然過ぎるほど當然なことで、ひとり教育者のみ自己の使命を自覺して職責の遂行に努めなければならないものかどうか。

今まで教育者が特に自己の使命を自覺しなかつた、無自覺であつた。教育者が特にその職責の怠つたというやうな事實があつたので書かなければならぬというなら、特別であります。そうではないのに、このように訓示規定といひますか。道徳規定といひますか、こがなければ教育基本法は成り立たぬのか、あるいはかつこが惡くなるのか。讀んでみればなほ變な感じを起させる。むしろ反對に、今までの教育者が自己の使命を自覺しなかつたのではないか、職責の遂行に努めなかつたところがあつたのではないかという感じを起させる。こつちのやうなものであつて、むしろこで強調すべきところは、教員の身分が尊重されるということ、待遇の適正であること。これは過去の日本の教育界において、教員の身分は必ずしも尊重されなかつた、待遇はきわめて不適正であつたから、ここにぜひ強調しな

ければならぬ、こつちの強調しなければならぬのだけ書いて、あつてもなくてもいい、むしろあれば反對解釋で、教育者の尊嚴を害するやうな、あるいはそれでなければ官僚が教育者に何か道徳的訓示をしてゐるやうな感じを與える文句を入れる必要はないじやないかと思ひますが、どう御趣旨でこつちのものを入れたか、これを聴いておきたい。

○辻田政府委員 第六條の第二項の前の問題であります。これはこの基本法が、昨日もお話がありましたやうに、法律の形で出されて、從つて國民の代表であられる議會において十分練られて、その意思として出されるわけでありませうが、そこでただいまお話をいたしましたやうに、官吏が教員に訓示をするというやうな形にはならないと思ふのであります。國民全體が、學校教育に携わる教員はかくあるべきものであるということ、國民全體の希望と申しますか意思として發表するということ、こつちのやうな考へ方が出てきたわけでありませう。從來一部分の者があつたのは自己の使命を自覺しなかつたり、自己の職責の遂行に努めなかつた者もあるかもしれませうが、大部分の學校の先生方は、非常に使命を自覺し職責の遂行に努力されたのであります。けれども、法律に定める學校の先生方は、教員の身分は尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。これは從來場所によつては身分も尊重されましたが、場所によつては尊重されなかつたり、また待遇については必ずしも適正を期せられなかつたというやうなこともあつたのであり

ますし、またさういふやうな從來の關係から、経緯からだけでなしに、今後こつちの前後に書いてありますやうな使命を持つておられ、また全體の奉仕者としての性格を持つておる方々でありますから、これは教育者の側でなしに、その外部、行政を掌る方とか、あるいは國民全體として、教員の身分を尊重し、その待遇の適正を期するやうに努めなければならぬと、われ／＼の方としては考へております。

○及川委員 文部大臣がおみえになりましたから、第八條の政治教育というところでお伺ひいたします。第二項の「法律に定める學校は、特定の政黨を支持し、又はこれに反對するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」という條項であります。昨日も同僚の永井委員からお尋ねいたしました、これは學校として政黨を支持、あるいは反對の政治教育、政治活動をしてはならないということであつて、個人として學生あるいは教師がなすことは、これは自由であるというお答えを得たのであります。私はもう少しはつきりいたしたいことは、個人として國民としてやることは、勿論お聞きしなくともわかつたことであります。問題は學校としてではないが、學校の學生生徒あるいは教職員が、學園内においてある政黨を支持する、あるいは政黨の政策を支持する、あるいはそれを批判する。あるいはさらにそれを宣傳する、他の人に説得する、さらに宣傳するやうなものは、この條文からでは一向に禁止しておるか許されておるか。わかりませんが、學園内において學生、生徒、もしくは教師が、あるいは個人で、

あるいは組織をつくつて、今申上げたような政治的活動をすることが、許されるかどうかという問題は、これも條文によつては何らつきりしておられないのであります。ところで前文部大臣は、前年の九月六日貴族院の豫算分科會での質問に對する答辯で、學園内の學生、生徒の政治運動を禁止するという意向を表明しております。大體要旨はかういふふうになつております。學園は政治的闘争の圏外で、教職員はその地位を利用して宣傳をしてはならない。反面また學徒は自己が未完成の立場にあることを考え、學内で政治運動をなし、學校行政改革についてくちばしを容れてはならない。學校當局がさうな意味をもつ學生組織を認め、それにはかつて學長、教授を選び、また學生の投票によつてきめることは認めない。大學の自治といつても、教授會以外に父兄の力や學生の力が加われれば、自治は破壊される。右翼が盛んなところにはその事例があつたが、左翼についても同様である。政治運動を起し、學園の秩序を亂し、反省せぬ學生は、その程度に應じて處斷することもやむを得ない。學校當局で確信を失つておる向きもあるが毅然たる態度で臨んでもらいたいというのが、この答辯の要旨なのであります。この中には二つのことがはいつております。一つは教職員がその地位を利用して、宣傳してはならないという、その禁止と、それから學徒については二つのことが書いてあります。學徒は自己が未完成の立場にあることを考えて、學校内で政治運動をなしてはならない。もう一つは學校行政改革についてくちばしを容れてはならないということでありまして

まずこれを學徒の方面から言いますと一般に學園内で政治活動をしてはならない。それから自分の屬する學校行政について介入することを許さない。この二つありますが、教職員は地位を利用して宣傳してはならない。これを加えれば三つであります。これは前文部大臣の意見であつて、勿論ただいまの大臣の意見かどうかわかりませんが、この方針は現文部大臣も踏襲されるのであります。どうでありますか。この點お聞きしたい。

○高橋國務大臣 及川委員の御質問にお答えいたします。御質問の點は二つであつて、第一に教員の場合、第二に學生の場合であつたと存じます。教員活動中におきまして、特定の黨派を支持し、またはこれに反對するため政治教育その他政治的活動をいたしますことは、その基本法第八條におきまして、相ならぬことと考へるのであります。學生の場合であります。これは昨日も一言觸れたかと思ひますが、思想の自由を尊重いたしますので、學生が特に特殊の思想、あるいは政見を研究いたしますことは、むしろ自由であります。また進んでこれを運動に移しますことも、決してこれを禁止はしないのであります。しかしながら教育の目的を達成いたしますために、學園の秩序を維持するため、一定の制限があることは、申すまでもないことであると存するのであります。この制限がいかなる限界を有するものであるかといふことにつきましては、各段階の學校によりまして、それ／＼差別があることと考へるのであります。この點の判斷は、一に學生そのものの自覺と、

學校長、學校當局の判斷に任せらるべきものと考へておるのであります。○及川委員 大體了承いたしました。教職員が地位を利用して宣傳してはならないといふことは、教職員が學校の構成員の一員として授業の講義の中に、あるいは授業の中にさういふ特定の政黨の政策とか、主義等を織り込んで宣傳するといふことになれば、第八條のいわゆる「法律に定める學校は、一」といふことに當ると思ひますが、この正規の授業を離れて、學生の組織した自治會とか、研究會とかいふものに出て、あるいは學友會といふもの、さまざまの自治的な團體があると思ひますが、さういふものに出て、自分の信念に基いて一つの主義政策を表明する、力説する、あるいは説得する。あるいは多數になればこれを宣傳すると言ひますが、宣傳するといふことは第八條に該當しないものと私は解釋いたしますが、文部大臣の御意見はいかがでございますか。

○高橋國務大臣 學校外における政治運動につきましては、やはり教員の場合と學生生徒の場合を、わけて考へなければならぬのであります。教員の場合におきましては、その自由を認めなければならぬと考へるのであります。ただ二十歳未満の學校の児童生徒及び學生を使用いたしまして、その特殊の地位を利用いたしまして、選挙運動をいたすことは相ならぬものと考へるのであります。○及川委員 ただいまの二十歳未満の者、特殊の地位を利用して選挙運動に行はなうことができないといふことは、これはわかつておりますが、問題はさうではありません。學校以外のところ、つまりやいまするが、學校以外とか、以外とは何を指すか。この前も文部省では、訓令で學園内といふ文字を使つて、この前の選挙運動に政治行動をしてはならぬといふことを出して、大分教員の政治行動に障害を來したものであります。その學園内といふのは學校の地域的區域を指すのか。よくここにも學園は政治的闘争の圏外にあるといふ、學園とは何を言ふのか。今度の選挙運動でも、多くの學校はこれを選挙運動に開放せられて、さうして政談演説會場になるのであります。が、今の教師の場合でも、學校外、もちろん學校を離れて、どつかの無關係な公會堂とかなんかに行つてやることは、だれが見ても當然であります。學校のいわゆる區域内、そこにたとへば學生の自治會とか、あるいは研究會とかいふものがありますが、さういふ所でやることは、いわゆる學園内でやることであつて、田中文部大臣の學園内における政治運動であつて、禁止されるかどうかといふことを、お聞きしたいのであります。

○高橋國務大臣 この點は、日高學校局長が政府委員として出席せられておりますので、同氏からお答えすることをお許し願ひたいと思ひます。○日高政府委員 御説のように、學園の内外といふことの區別は非常に微妙であります。一、概にきめがたいと思ひますが、それは前の文部大臣が話をされましたときには大體地域と時間とでもつて、學園の内外といふことをきめたんであります。しかし實情を考へてみますと、大きい建物、みんな戦災にかかつておりまして、選挙の演説の場所等もないのでございますから、學校等をさういふ選挙の政見發表等、の場所に貸すことを認め、またそれを公の手續を経るならば、機會を均等に與えなければならぬといふことになつておりますので、それで選挙演説を校内で認めないわけにいかなくなつておりますから、場所でもつて簡単に明瞭にきめることは非常にむづかしくなつております。それで要は學校の教育の内容が、政治的に中立でなければならぬ。それから學校の教育そのものの中に、政治的な闘争が導き得られてはならないといふような趣意も徹底させまして、各學校長にそのとき／＼の場合によつて、その標準をきめてもらふといふ方針を立てております。先ほど大臣からのお答えした中に一部觸れておりましたが、何でも、すべての學校を同じに取扱ふわけにいかないこともあるかと思ひます。たとえば法科大學とか、あるいは經濟をやつておる大學とか、さういふようなところで政治學の教育をし、政黨に關する教授をするといふような場合に、どこまでそれを學問的な意味を政治教育と考へるか、どこからそれが政治運動であるか、それは講義をする人の意圖にも態度にもよります。さういふ、その場合にもよるものと思ひますので、それをどこではつきりきめるかといふことは、概念的にはなか／＼きめがたいのであります。その點は學校長並びに學校當局に委ね、また教育者並びに學生の自覺に訴えてその標準を見出してもらいたいと考へております。

○及川委員 この學園内で、學園が政治闘争の外にあるべきだとか、學園を政治闘争の場にしてはならないといふ思想の中には、政治闘争といふものは悪いものだといふ思想が、その奥にあ

るではないか。政治闘争というものを
つかみ合いか何とかというふうな考へて
おるならば、それはちろん悪いが、政
治闘争は當然これは展開されなければ
ならぬ、日本においては最も活潑にな
されなければならぬ。昔の腐敗墮落
した政黨時代の政治的闘争は、公明な
る政治闘争といふべきものでなく、こ
れは私闘の争いであり、あるいはど
ろ合であるとか、非常に醜いものであ
りますが、少くとも今後の政治的闘争
は、單なる私闘の争いではない。現に目
下政黨として結成されておる政黨は、
單なる自分の利害の要求を掲げておる
のではない。同じ陣營内で、ある一部
を代表するといふのではなくして、既
に世界觀の對立である。またいかにこ
の目をふさぐといふことも、現
實にこの社會に階級が存在することも
これは否定できません。今日の政治闘
争は、世界觀の闘争であり、階級間の
闘争である。従つて國民はこの現實を
正視して、活潑に理論闘争を展開しな
ければならぬ。殊に大學等は、一般
國民の教養水準からみて、きわめて高
いのであつて、こういう場面において
こそ、活潑な政治闘争がなされなけれ
ばならないと、自分は信ずるのであり
ます。それを學園が政治闘争の圈外に
あるべきだ、中立的であるべきだとい
う根本觀念が、既に誤りではないかと
思ふのでありまして、ただいまのお答
えでは、必ずしも満足はいたしません
。ただその程度に應じた、ある制限
は設けらるべきである。しかしその制
限が、學校の秩序を破壊するといふこ
とであれば、これはひとり政治闘争は
かりではない、いかなる動作でも學園
の秩序を亂すようなことは制限されな

ければならぬ。事實上これは政治闘争
には直接關係のないものであつて、た
だ秩序を亂すべき行動を禁止すべきも
のである。殊に前文部大臣は、學徒は
自己が未完成の立場にあることを考え
て、學内で政治運動をしてはならぬ。
政治運動をすることの出来ないといふ
理由は、自己が未完成であるからであ
るといふことを言つておるのでありま
すが、何によつて完成、未完成の區別
をするか。大學生が未完成であるなら
ば、大學にはいらぬ者、高等學校には
いらぬ者は、みな未完成で、人間とし
て政治運動ができない。少くとも大學
生のごときは、一般國民よりも水準の
高いものであつて、そういう者が未完
成であるからといふことは、政治運動を
してはならぬといふことは、きわめて反
動的な思想であると思ふのでありま
す。この學徒が自己の未完成の立場に
あることを考へて、學内で政治運動を
してはならないといふ前文部大臣のこ
の意見は、現文部大臣は踏襲せられな
い。こう了承してよろしうございま
すか。

○高橋國務大臣 現代においての政治
的闘争は、むろん過去におけるがごと
く、武力闘争によりませんことは明ら
かであります。政治運動を決して悪い
ものとは考へておらぬのであります。
しかしながら政治的活動を放置いたし
ますと、すなわち學園内においての
政治運動を自由に放任いたしておきま
すと、教育の主體としての學校が政争
の渦中にはいりまして、その結果學校
教育の目的の實現を妨げるおそれが多
分にあると考へるのであります。それ
がために學園は政治的闘争の上に超然
と立つべきものと考へておるのであり
ます。しかしながら、むろん學園内に
おいて一定の政治的知識を授けますこ
とは、先ほど申しましたように、必要
なものと考へておるのであります。
なお御質問になりました前文部大臣が
學徒は未完成のものである云々という
言葉を漏らされたのであります。さか
私はこの點におきまして、いささか前
文相とは意見を異にするものでありま
して、ただ未完成なるがゆゑに、その
政治運動を禁ずるとは考へておらぬの
であります。學徒本来の面目によ
りまして、靜かに研究を行ふべきもの
であつて、政治運動に狂奔すべきもの
ではない。そこに限界があると考へて
おるのであります。

○及川委員 なお私の理解できないこ
とは、政治運動に狂奔してはならない
政治運動が學園内で激しくなると、本
來の教育の使命が達せられない、秩序
が亂されるというような御意見であり
ますが、政治闘争といふものは、先ほど
も申し上げたように、つかみ合ひをす
るものではない。かるがゆゑに、自分
の眞と信ずるところの政策を發表し、
研究し、それを批判する。そうして自
己の信念に共鳴する者を求めるという
ことは、これは正しい行動であつて、
それによつて學校の教育がゆがめられ
る、あるいは秩序が亂れるということ
はあり得ない。あり得たならば、それ
は政治闘争の必然の結果ではなく、そ
れに附随するところの、あるいは悪い
動機に基いて故意にやる闘争で、それ
はそれ自身として取締るべきものであ
つて、そういう弊害が起るであらうと
いう理由のもとに、正しき政治闘争を
學園内で禁止するかのとき態度は、
はなはだいかぬと思ひます。この點に

おきましては、さきに田中文部大臣が
この表明をせられまして、あらゆる社
會層から批判され、あるいは論難され
ておるようでありますが、九月六日に
これを發表して、九月八日の朝日の社
説では、教育獨立思想に注意せよ。ま
た九月十七日の帝國大學新聞では、學
生と政治問題再燃、九月十六日の週間
教育新聞等にもこれを批判し、これを
非難しておられますが、わが日本社會
黨も先々月の黨大會において、學生の
學園内における政治闘争、政治活動は
當然許さるべきものであるといふ決議
を掲げておりますので、こういう點に
おいても、今までの文部當局の見解と
正面的に衝突して、その矛盾を指摘し
ておりますので、今後新たに就任せら
れた現文部大臣におかれましては、前
文部大臣と違ひまして、反動的思想的
の持主であるとは思ひませんので、なお
この點について十分御考慮を願いまし
て、正しき道に導き、學園内で堂々と
政治闘争が秩序正しく組織的に民主的
に行われるように御配慮を願ひたいと
思ひます。これで私の質問は終りま
す。

○小川原委員 私は時間がありませ
んから、ごく簡単に要點だけを申し上げ
ます。前に田中文部大臣に質問をいた
しまして、田中大臣よりお答えが
あつたのでありますが、それについて
どうかといふことをお尋ね申し上げる
のであります。全國をいくつかの大
學區にわけまして、そこに學校行政
といふものをお立てになられたらどう
であるか。その大學區の中には總合大
學を中心といたしまして、その總合大
學の中の中學校、あるいは高等學校、
小學校、この行政を行はしめるに、大

しにしておる。實際問題を見ますと、そのため教員が非常に苦しんでいるというやうなことがありますが、私はそういう弊をためたかと思つて、こういうことを申し上げておいたのであります。なるべくその趣意に従つてやりたい。こういう田中文字部大臣のお答えであつたのであります。どうかさういふ點を一つ御考慮願ひたい。これだけ附加しておきます。

○江川委員長 それでは平川篤雄君。

○平川委員 各條ごとに御質問申し上げたいと思ひますが、初めに全般的な問題及び第一條、第二條に關連をいたしましてお尋ねをいたしたいと思ひます。教員組合の問題なのであります。聞くところによりますと、たゞいま労働組合法に基づく教員組合のほかに教員連盟というやうなものをつくりまして、そしてそれによつて教育の進展教育効果の向上というやうな方面に資したいというやうな案があるそふであります。これについて……

○高橋國務大臣 御質問の點は、目下教育刷新委員會において研究いたしておるのでございますが、いまだ決定を見ませんで、答申せられておられないのでございます。これをまづして文部省の態度も決定いたしたいと思つておるのであります。

○平川委員 それならば特にこの際お願いをしたいことは、私個人の考えといたしましては、教員組合のほかに、今のやうなものをつくることは、かえつて現在教員組合が正常な道をたどらうとしておるのを阻害するのではないかと。二・一ゼネストは、非常に不幸なことでありましたが、しかしこれによつてむしろ私は、どうせいつか破

綻が來べきものがあの程度で止まりかつて教育者自身の中に大きな反省が、それによつてもたらされたのではないかと。いうやうな考へて、いろいろな待遇上の條件を満たす問題にいたしましたも、それが解決すればするほど、教員の自己自身の責任が重加してくるというふに、大部分の教員が考へて來ておるのではないかと考へられる。かようなことは他の労働組合ならどうかかわりませんけれども、教員組合にあつては、私はむしろ喜ぶべき傾向にたゞいま乗つて來ておるのではないかと。一部分には考へております。従つて一部分にはいろいろな考への違つた者もあるであります。しかし、全體といたしましては日本を教育によつて興していかなければならぬというまじめな考へ方が興つておる際に、片方は經濟的な要求だけを掲げる労働組合としての教員組合、もう一つは例のたゞいまの大日本教育會のごとき仕事をするものと思ひますが、教員連盟というやうなものをつくり出すことは、かえつて黨中黨をつくるかと申しますか、あるいはそれに似たやうな悪い結果を生ずるのではないかと考へております。この點を要望いたしておきたいと思ひます。

次に文部大臣が先ほど團體協約を組合との間に結ばれたのであります。昨日他の委員の方から御質問がありまして、闘争態勢を早急に解こうと思つてこゝういふ協約を結んだというやうな御答辯があつたように思はれるのであります。大體六箇月間の期間をもちましたあゝい團體協約に、はつきりした豫算的な根據だとか、あるいはその他の實現の期待というものをもちて結ばれたものであるかどうかとい

うことに、私は非常に疑いをもつ。そんなことは私は萬々あつてはならないと思ひますけれども、悪くすると、その協約を盾にとつて第二のストライキを考へる者がおられないとも限らない。私は文部大臣がお結びになりましたこゝういふ團體協約の各條項は、まことにもつともなものであり、また私もが年來考へておつたものといふやうに念願をしておつたものであります。その條項については、何ら異存はない。むしろさういふことのできない場合には、われ／＼も協力をいたしたいといふくらゐに思つておるのであります。しかし、しかし私はただ乗ぜらるるすきがあるやうなことであつては、かえつて組合に對する好意的な考へが、むしろ組合を愛さないものになるのじやないかと心配するのであります。その點につきまして、一つ大臣の考へをお聴かせいただきたいと思ひます。具體的に申せば、たとえば四時間の授業時間というやうな問題であります。これなどは、たちまち教員數の不足をどうするかという問題をもたすのであります。現在新制中學が設置せられまして、その教員數さえもなかなか得られない状態であります。このやうな問題について、どういふやうな考へで協約を結ばれたか、お聴かせを願ひたいと思ひます。

○高橋國務大臣 教員諸君の組合と締結いたしました團體協約につきましては、いろいろ實現困難な點もあることを、われ／＼も想像しておつたのでございまして、殊にたゞいま御指摘になりました勤務時間の點などにおきましては、文部省側と組合側との間に、幾次の折衝を重ねたのであります。が、

しかしながら教員の地位、境遇などを考へ合わせますと、やはりあれくらいな時間を約束するということが、いいのではないかと考へまして、文部省としては最大の努力を行ひまして、これを實現させたいと考へておるのであります。これがために教員の増員もおのずから必要となつてまいりました。おそらく二學級につきまして三人ぐらの教員は、どうしても必要となることと考へるのであります。この點におきまして、あくまで努力いたしまして、これを實現させたい、契約を履行させたいと存じておるのであります。これによりまして教員諸君の再教育に要する十分な時間、たとえ十分とはまいるまいまでも、現在と比べまして、はるかに時間的に餘裕のある生活をせしめたい。こう考へてあゝい契約を締結した次第であります。

○平川委員 御決意を承つて大變うれしく存じます。が、なか／＼文部大臣のおつしやるやうに簡單にはまいりません。大藏省やそのほか關係の各位と相當喧嘩をなさる御覺悟でなければ、できないのではないかと存じます。今までのストライキに至りますまでのいろいろな事情を考へますときに、そのやうなお心持をおもちになつてゐるのであるならば、せつかくよほど御覺悟をおきめになつて御努力をいただきたいと思ひます。われ／＼また十分協力を惜しまないつもりでいる次第であります。

それではとこ／＼法案にちよつと疑義のある所だけをお尋ねいたしたいと思ひます。この三條に教育の機會均等の條文がありますが、これについて先ほど及川委員の方からお話がありましたが、私もやはりこの機會均等が、ただ個人的な經濟的な事情だけに限られてゐるやうな印象を、非常に受けてゐるのであります。これに對しまして國及び地方公共團體が學校の設立にあたりまして、位置等の問題をよほど考慮する必要がある、現在戰災などを受けております學校その他、事情の許す學校につきましては、これを適當に地方に分散することを考へなければいけないと考へております。これができない限りにおいては、いくら勤勞青年を教育しようと思ひましても、またそのほかの不遇な事情にある者を教育しようと思つても、無駄になるのではないかと。従ひまして設立を許可する方法というやうなものが、從來のやうにとかく都市の財産のある一部の者の希望によつて行われるというやうなことをよほど制限を加へまして教育的な見地から、むしろ國家あるいは地方自治體の力で行うやうに、地方分散の計畫を立て直すということが一つ大切だと思ひます。もう一つは入學試験の方法であります。これができなければ教育の機會均等というものは不可能であります。最近メンタルテストをもつて、眞に能力ある者を選出するといふことが言われておりますけれども、具體的にさういふことが可能なのであるか、これをちよつとお聴きしたいと思ひます。もしもそれが不可能で文部省は考へておいでになるのか。眞に能力ある者が教育を受けるといふことは、誰しも納得することなのでありますけれども、事實はさうでない。このことが教育を傷めもし、また眞に教育の機會均等といふことを破つてし

もこれは了承しておるのではないか。ただいまのこのインフレであるとか、あるいは封鎖経済をやつておるとかいうような現実では、確かにこれは無理であります。無理でありますけれども、正常な状態になつたときには、これはおつしやるように不可能な問題ではないと私は思います。もしそんなことを考えておになりまししたならば、この基本法などは、ただいま大急ぎで制定される必要はないと私は思います。憲法の精神に則つてしかるべくやつていつて差支えないと思う。今おつしやるようなお考えでは、どうも納得がいかないでありますから、重ねてお伺いいたします。

○日高政府委員 たえば授業料は徴収しないということは、現實にこれは可能でもありませんし、そしてもしそれで立つていかなければ、國が補助をしなくても、それだけの最小限のことはしなければいけない。授業料を徴収しないというこの精神は、授業料を徴収しなければそれでいいという意味ではなくて、これはすべての生徒を同じ條件によつてたやすく義務教育を受けさせたいという、そういう一つの動いていける方向であるというふうに考えれば、御趣旨のこととあまり差異はないのではないかと思います。それからもう一つは、現實というものを言いましたけれども、これは現在のような悲惨な日本の状態だけを考へているのではなくて、今後もう少し安定した場合においても、實現が可能であるかどうかということをも考慮に入れた上の考へだと思ひます。それからもう一つ、すぐに理想的なこういふ基本法をつくらないでも出發できる、ただ方向だけをきめ

るなら基本法は要らないというお話でありますけれども、しかし基本法といううような日本の教育の根本方針を、議會の協賛を得て、國民の代表である議會によつて認められて、國家のとるべき教育の方針をきめるといふ點については、これは現在の状態においては特に必要である、そういうふうな考へておるのであります。

○平川委員 私どうしても理解がいかぬのであります。ただいま地方へ分散する計畫というものは、今焼けている學校を山の中へもつていくとかいうならそれは馬車をどうするか、トラックをどうするかということ、これは困難であります。しかし今までに都市集中をしてまいりました理由というものは、いろいろありましようけれども、それが設立を願ひ出るものと、それを許可するものとのきわめて科學的でない考へ方に立つてできている。その結果として、結局一部分の有産階級は樂に勉強できるけれども、他の者は恩恵に浴することができないというやうなことが、現實に起つておつたのであります。だから今後はこの基本法によつてその地域にはもう既に數種の學校が數校ある、絶対にこれ以上許可しない。それからもうこの山間部の某地方にはないから、この邊にひとつ積極的に學校を建てようというやうな考へをもたせる基礎としての基本法というものが、私は必要ではないかと思ふのであります。それが財政的に不都合であるならば、他の方面でお考へになつていく教育行政とか、あるいは教育についての財政の獨立ということについて、どんな邁進していかれたら結構と思ひます。われ／＼はそれについて、ちつとも

援助を惜しむわけではありません。そういう全體を考慮せられて、なおそれがおつしやるやうに不可能なのであるかどうか、そのところをもう一度伺いたいと思ひます。

○日高政府委員 今の學校設立等については、私は基本法ではなく、學校教育法の中に、そういう精神を盛つた點がありますので、その點で御説明申し上げられたいと思ひます。それは學校の種類によりまして、たとえば小學校と中學校は義務教育でありますから、市町村が設置をしなければならぬといふ義務を負つてゐる。高等學校以上ものは都道府縣の知事とか、大學については、現實の問題としては文部大臣、たとえば大學をつくるというやうな場合には、今までのやうに、行きあたりばつたりのつくり方、あるいは偶然的な設立というやうなことを避けるために、大學の設立に關しては、設立に關する委員會をつくつて、そこに諮問した上で、設立の條件に適合するを許す、こういうことに法律の中できめようと思つております。そういう點から言いますと、御趣旨のやうなことは必ずしも基本法になくても、デモクラチックな委員會の運営によつて、むしろ國土計畫とか、あるいは産業の状況とか、地方の文化の状況などを考慮した上で、委員會を通して決定できるやうな途が開けると思ひます。問題は基本法にそういうことをうたうか、あるいは學校教育法でいいかということになるのではないかと思います。

○平川委員 それはこへおうたになつた方が、私はいいと思ひます。先ほどからいろいろおつしやいますけれども、この法案を一讀して私も感ずるの、きわめて抽象的であるということでありませう。ただここに教育の機會均等とか、義務教育とか、授業料は徴収しないとか、あるいは九年の普通教育を受けさせるといふやうなことが割合に具體的に書いてあるから、私はむしろ問題になるのと思ふ。先ほど法律だから現實的でないけれども、先ほどおつしやいますけれども、實は全體を見るとき、ちつとも具體的ではない、現實的ではないと思つております。これをもし現實的であり具體的だとお考へになつておられるなら、まづたゞ學校教育を觀念的に把握しておる證據だと私は思ふ。殊に第三條の教育の機會均等という條項だけ見ても、これはだれが見ても偏頗だといふ感じがするのであります。單に個人的な經濟的理由だけを考へておつて、教育というものは「公の性質をもつものである」といふ言葉が第六條にあつたと思ひますけれども、そういうやうな公の性質をもつものであるが、公の立場で廣く各般にわたつて考へられたものでないかということが、印象せられるのではないかと思ひます。そういうやうなわけでありまして、これは討論の機會に譲りますけれども、文部當局は、それじやもう別にそういう點につきましてこの條項をおかえになる、あるいは挿入をするというやうな御意思はないと、了承してよろしいわけでございますか。

○辻田政府委員 先日大臣から教育基本法の提案理由並びにその性格等について御説明がございましたので、十分御承知のことと思ひますが、教育基本法は今後の教育の目的と言ひますか、今後の新しい日本の教育の基本を確立するためにつくられたものであります。従つて教育に關する重要なことをすべて網羅するということは困難であります。それで結局大きな目的とか、大方針というやうなもの、それから憲法に直接關係ある事項の解明、あるいは教育に關する諸原則の中で、特に重要なものの摘記というやうなことになるわけでありませう。従つて教育に關することは、すべてここに包括されて書いてあるというわけではありませう。しかし教育目的の中には昨日も第一條の所で申し上げたのであります。今後特に注意を要すべき點等につきましては、大體必要なことを網羅して書いてあるつもりであります。それでただいまお話の地方分散の問題でございますが、これはもちろん第三條の教育の機會均等のところにも非常に關係のあることであるに非ざる、また十條の教育行政のところにも關係のあることであるとして、特に學校の設立を認可するといふやうな場合の處置等につきましては、これは第十條の精神をもつて今後實施されるべきものであらうと存じますのでございませう。この第十條によりますと、第一項において「教育は、不當な支配に服することなく、國民全體に對し直接に責任を負つて行われるべきものである」といふやうにありませうが、このあたりの方の「國民全體に對し直接に責任を負つて行われるべきものである」といふことはこれは一部都會の者だけとか、あるいは縣の一地域だけというやうなことを、もちろん意味してないであります。全體に對して責任を負うのでありますので、國民の各階層、あるいはまた地域にわたつて、教育というものは普及徹底しなけ

ればならないことを意味しておるの
であります。教育行政はこの自覺の
もとに必要な諸條件の整備確立を目的と
して行われなければならないのでありま
す。ただいま平川委員のお話にありま
したような、地方分散ということは非
常に大切なことではありますが、この中
から十分引出し得るものだと思つてお
るのであります。

なおこの機會に第四條の第二項に授
業料を徴收しないとあるが、授業料を
徴收しないだけでなしに、學用品等を
も支給するようにしたらどうかという
御意見であります。昨日も申しまし
ように、われ／＼としてもそれを念願
し、そういうふうにありたいと思つて
おるのでありますけれども、今日の狀
況ではそこまで國力はいつていないと
考へます。そこで將來はそういうふう
にありたい、實現したいと思ひます
が、今日の狀況では、この授業料を徴
收しないということをもつて、義務教
育は無償とするという憲法の意味を明
らかにしておるのであります。また適
當なときに、國力が回復いたしまし
て、こういうことが實施できる場合に
は、これにまた附け加えられるという
ことも考へ得るのじやないかと思ひま
す。また各國の例を見ましても、授業
料を徴集しないというようなことが大
部分であります。しかしアメリカの
ように非常に國力のゆたかな國におき
ましては、授業料はもちろん教科書と
か、場合によつては兒童の送迎をする
費用までも、州でもつておるといふよ
うな所もあります。しかしアメリカで
も州々によつてそれ／＼やり方が違つ
ておるのであります。われ／＼としま
しては、御趣旨のところ十分よくわか

るのであります。今日の現状を見て
この程度で規定しておきたいと存する
のであります。

○江川委員長 平川君に申し上げま
す。この委員室は、午後一時から建議
委員會にかえるのですが、どうでしよ
う、もうよろしゅうございますか。

○平川委員 よろしゅうございます。
どうもありがとうございます。

○江川委員長 それでは質疑はこれに
て全部終局いたしました。討論採決は
次會に行うことにいたしました。本日
はこれで散會いたしたいと／＼、すが
御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり。

○江川委員長 御異議がないようであ
りますから、そのように決定いたしま
す。次會は公報をもつて御通知申し上
げます。次會において採決をいたすこ
とにいたしました。これで散
會いたします。

午後零時四十五分散會